

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課 (06-6208-9156)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	利用料金の減免（男女共同参画センター）
概 要	男女共同参画センター施設の使用について、下記の審査基準のいずれかの要件に該当する場合は、利用料金が減免されます。
根拠法令等 及び条項	大阪市立男女共同参画センター条例 第11条第8項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	(1) 本市が第3条第1項各号に掲げる事業のために使用するとき (2) 本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し本市と連携協力する団体 その他市長がこれに相当すると認めるものが第2条の目的に即した使用をするとき (3) 市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるとき
標準処理期間	5日以内
経由日数	－
提出先	指定管理者
提出時期	随時
提出方法	申請書を提出してください。
手数料	－
相談窓口	男女共同参画センター各館
ホームページ	
備 考	